

## 福井県地域おこしネットワーク 規約

### 第1条（団体の名称、所在地）

1. この団体の名称は「福井県地域おこしネットワーク」（以下「ネットワーク」という）とし、英語名を[Fukui Local Revitalization Network]（FLRN）する。
2. 主たる所在地は担当事務局内とする

### 第2条（目的）

1. 本県において地域おこし協力隊に着任した者が中心となり、協力隊同士の連携や交流を促進することで、それぞれの強みを活かした繋がりを構築し、協力隊一人ひとりの活動の充実と、独自の事業や、地域や自治体との協働事業を実施することで、本県における地域力の向上や、持続的な地域づくりに寄与することを目的に活動する。

### 第3条（活動内容）

1. 本ネットワークは、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。
  - (1) 地域おこし協力隊員（元隊員を含む）の連携・交流促進に資する活動
  - (2) 地域おこし協力隊員（元隊員を含む）の技術の向上に資する活動
  - (3) 福井県、県内市町との協働による地域活性化のための協働事業
  - (4) その他、地域おこし協力隊及び福井県の地域力向上に資する活動

### 第4条（会員）

1. 本ネットワークの会員は、第1条の目的に賛同する者とし、本ネットワークへの入会、脱会は妨げないものとする。

### 第5条（役員の選任）

1. 本ネットワークに、代表1名、副代表1名、事務局長1名、監事1名の役員を置く。
2. 役員は、正会員の互選によって定める。
3. 役員の任期は2年とする。
4. 役員の再任は、これを妨げない。

### 第6条（事務局）

1. 本ネットワークの事務局を会員団体内に置く。

2. 事務局の任期は2年とする。
3. 事務局の再任は、これを妨げない。

#### 第7条（会計・会費・事務局経費）

1. 本ネットワークの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。
2. 年会費を個人の賛助会員1,000円、個人の正会員3,000円、団体は一口10,000円とし、毎年5月に納める。
3. 会費は主として運営費にあて、事業費については、その事業毎に助成金、補助金、委託費等で賄うものとする。
4. 本ネットワークの余剰金は次の会議、事業等に当てる。

#### 第8条（雑則）

1. 本規約に定めるものの他、本ネットワークの運営に必要な事項は代表が定める。

#### 附 則

この規約は、令和3年2月19日から施行する。